各総合(留萌)振興局建設管理部 建設行政室建設指導課長 様 各振興局産業振興部建設指導課長 様

建設部住宅局住宅課住宅管理担当課長

道営住宅家賃減免制度の入居者への周知について

このことについて、次により入居者への制度周知を図っていただくとともに、申請受付 事務について、留意いただきますようよろしくお願いいたします。

また、この旨貴職から指定管理者に対して周知願います。

記

1 入居者への周知

- ・収入申告書配付の際に別添1を添付いただくようお願いいたします。
- ・文書を添付いただくのは、減免を受けているか否かにかかわらず、全ての入居者を対 象とします。
- ・新規入居者に対する配付もお願いいたします。

2 問い合わせ等への対応

- ・建設指導課及び指定管理者窓口に別添2及び3を常備いただき、入居者からの問い合 わせ等に対応願います。
- ・指定管理者に対しては、制度内容について改めて理解を深めていただき、入居者に対 して適切な対応を取れるようにご指導願います。

3 減免決定通知書等の交付について

・減免に関する通知書等の交付に当たっては、確実に申請者本人へ通知がなされるよう 留意願います(送達の記録を残しておくなどして、通知を「見ていない(減免期間 の終期を聞いていない)」等のトラブル発生の防止に努めてください。)。

(主査(家賃))

道営住宅家賃の減免制度について

道営住宅では、収入が著しく低額である場合に、家賃を減額したり免除する ことができる制度があります。失業等により収入が減ったり、病気(3ヶ月 以上の療養を要するもの)によって多額の医療費がかかったとき、災害によ って被害を受けたときなども減免の対象となる場合があります。

家賃減免については最寄りの指定管理者又は各振興局建設指導課までお問い合わせください。

なお、減免の基準は次のとおりです。

区分	収入の状況	減免後の家賃負担額					
減	政令月収が、 0~13,000円以下 年収が標準4人世帯で 約210万円以下	月額4,800円 ※平成25年5月分家賃が3,500円の入居者は 経過措置が適用になります。					
額	政令月収が、 13,000円を超え 71,000円未満 年収が標準4人世帯で 約210万円を超え 約309万円未満の方	次の算式により決まります。 4,800円+(本来家賃-4,800円) × <u>政令月収-13,000円</u> 71,000円-13,000円					
免	・収入がないなど家賃を支払うことができないと認められる場合・病気により医療費が多額な場合						
除	・災害等により損害が著しい場合						

家賃を減免するためには、収入等を確認できる書類を添付した申請 書の提出が必要となります。詳しくは下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ先

道営住宅指定管理者

(株) ●●●

電話

○○振興局建設指導課

電話***-***-***

道営住宅家賃の減免制度について

1 減免制度について

道営住宅の減免制度は、

- ・入居者が失業等により収入がなくなったとき又は低くなったとき
- ・病気になったり、災害にあったときなど真に救済が必要なとき このような場合に、入居者の居住の安定を図るため、家賃を減額したり免除する ことが出来る制度です。

2 減免が適用される収入基準及び減免後家賃

区分	収入の状況	減免後の家賃負担額			
減	政令月収が、 0~13,000円以下 年収が標準4人世帯で 約210万円以下	月額4,800円 ※平成25年5月分家賃が3,500円の入居者は 経過措置が適用になります。			
額	政令月収が、 13,000円を超え 71,000円未満 年収が標準4人世帯で 約210万円を超え 約309万円未満の方	次の算式により決まります。 4,800円+(本来家賃-4,800円) × <u>政令月収-13,000円</u> 71,000円-13,000円			
免除	・収入がないなど家賃を支払うことができないと認められる場合 ・病気により医療費負担が多額な場合 ・災害等により損害が著しい場合				

- ① 「政令月収」とは、年間の総所得金額から所得税法に準じて各種控除項目を 控除し、1ヶ月当たりの収入に換算した額をいいます。
- ② 減免を適用する際の収入には、非課税所得のうち、公的機関から支給される 生活費的なもので安定して支給されるもの(障害年金、遺族年金、福祉年金、 恩給のうち遺族給付)は、収入として算定します。

3 減免の適用期間について

減免の適用期間は、減免開始月の属する年度の年度末を限度とし、おおむね次のとおりとしますが、申請された方の収入状況等により決定しますので、減免決定を受けた際には、必ず減免期間を確認し、期間終了後も引き続き減免を受ける場合は改めて申請が必要となりますので留意願います。

- ①老人世帯などで、年金・恩給など収入の額に変動がない場合⇒12ヶ月を目安
- ②常用勤労者等で収入が安定している世帯⇒6ヶ月を目安
- ③病気、ケガによる場合⇒療養期間を考慮して決定
- ④災害による場合⇒被災状況を考慮して決定
- ⑤上記以外で収入が不安定な世帯⇒3ヶ月を目安

4 申請書類について

減免申請書に添付が必要な書類は次のとおりです。

区分	添付書類
給与所得者	次のいずれかを添付してください ①給与証明書(申請直近12ヶ月分の給与を勤務先が証明) ②給与所得の源泉徴収票(写し)(1月から3月までの申請であって、前年12ヶ月分の収入金額等が記載されたもの) ③その他収入金額に関する書面として総合振興局長等が認めたもの
事業所得者	次のいずれかを添付してください ①事業収入申告明細書(直近12ヶ月分の事業収支を記載したもの) ②確定申告書控(税務署受付印のあるもの。2月から3月までの申請において、前年1月から12月分の事業収支を記した当該申告書写し) ③その他収入金額に関する書面として総合振興局長等が認めたもの
年金·恩給 等受給者	次のいずれかを添付してください ①年金改定通知書(写) ②支払通知書(写) ③振込通知書(写)
生活保護受 給者	直近の生活保護決定通知書又はその写し
失業者 (無 職の者)	①失業直後(おおむね雇用保険受給期間内)の場合は、雇用保険被保険者離職票又は雇用保険(特例)受給資格者証のいずれか写し ②その他(雇用保険受給期間終了後もなお失業中など)の場合は、無職無収入申出書又はこれに類する書面
病気・ケガ の場合	①病名及び療養の期間を証明する書面(医師の診断書等) ②病気の治療に要した支出額を証明する書面
災害による 場合	①罹災証明書 ②家財の損害額等を示した明細書(確定申告の際の「損失額明細書等」) ③保険金の支払いを受ける場合は当該金額を証明する書面 ④その他災害に関する書面として総合振興局長等が認めたもの
その他	申請内容の審査に当たって、申請者の収入額等を確認するために、申 請者からの「同意書」の提出を得た上で、関係官公署での書類閲覧及び その内容記録をする場合があります。

5 その他注意事項

- ① 家賃の減免は、申請書を振興局若しくは指定管理者が受理した月から適用されます(申請書又は添付書類に不備等がある場合は、当該書類が具備された時点で受理することとなります。)。
- ② 減免期間中において、収入等に変動が生じたことによって減免の適用内容が不適当となった場合は、減免内容の変更若しくは減免の停止を行うことがあります。

北海道営住宅家賃減免	† •	徵収猶予申	書請:
1010年25日 15日20年1987	_		HH

年 月 日

北海道 ○○ (総合)振興局長 様

入居者 住 所 ○○市□□町×× ▲▲団地○棟○室氏 名 北海 道夫

私は、次のとおり家賃の減免・徴収の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 申請事由

申請事由

世帯主の勤務先が○年○月倒産し、収入が途絶えたため。

2 収入状況

氏		名	続柄	年齢	生年月日	勤務先等	年間所得	備考
入居者	北海道	夫	本人	**	** ** **	無職		
同	北海道	子	妻	**	** ** **	○○ (株)	400,000円	
	北海 道郎	纪	長男	**	** ** **	小学校○年生		
居	北海道	美	長女	**	** ** **	○○保育園		
者								
別居の								
扶 養				·				·
親族等					·			

- 注 障害がある方は、「備考」欄にその旨を記入してください。
- 3 徴収猶予の期間等

受けたい月	年	月分~	年	月分	かの家賃(か月	 円)
希望の期間		か月	_	月和	付(開始))	
納付方法	──括納付	□1月分す	げつ納付	□その他	ī()

- 注1 太枠の部分に記入してください。
 - 2 所得を証明する書面、その他の減免・徴収猶予の申請事由を証明する書面を添付してください。
 - 3 この申請書において偽りの内容を申告し、その結果不正に家賃の減額又は免除を受けたときは、その減額又は免れた額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科すことがあります。

<処理欄>

該当		収入算定	
事由		所得年間総額:	
承認	減免:適・否・申請無	扶養等控除額:	
適否	猶予:適・否・申請無	医療等控除額:	
家賃		認定収入額:	
備考		(認定済収入額:)

(受付印)